# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が無償化されました。

※ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

が 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育(たんぽぽ保育園) 企業主導型保育(さくらんぼ保育園)を利用される方

#### 【対象者・利用料】

- 3歳になって初めての4月から小学校入学までの間(3歳児クラスから5歳児 クラスまで)のすべての子どもの保育料が無償化されました。
- 0歳から3歳になってから最初の3月31日までの間(0歳児クラスから2歳 児クラスまで)の子どもについては<u>市民税非課税世帯のみ</u>、保育料が無償化されました。
- ●ただし、実費として徴収される費用(行事費等)は、これまでどおり保護者の負担となります。

#### 【対象となる施設・事業】

○幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業

## 2 幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用される方

#### 【対象者・利用料】

●預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、新見市から「**保育の必要 性の認定」を受ける必要**があります。

(注)「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件があります。

●利用日数に応じて、**月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料 が無償化**されます。

#### 【対象となる施設・事業】

- ○新見市立本郷幼稚園、各認定こども園の預かり保育事業
- ※無償化の対象となるためには、事前の手続きが必要です。
  ⇒詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

### 認可外保育施設等を利用される方

#### 【対象者・利用料】

3

- 3歳になって初めての4月から小学校入学までの間の子どもは月額上限 37,000円まで、0歳から3歳になってから最初の3月31日までの 間の市民税非課税世帯の子どもは、月額上限42,000円までの利用料 が無償化されました。
- ●無償化の対象となるためには、新見市から「**保育の必要性の認定」を受ける 必要**があります。
  - (注1)幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。
  - (注2)「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件があります。
- ●ただし、実費として徴収される費用(行事費等)は、これまでどおり保護者の 負担となります。

#### 【対象となる施設・事業】

- ○**認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。
  - (注)無償化の対象となる認可外保育施設等は、市町村の確認を受けている施設のみとなります。
  - ※無償化の対象となるためには、事前の手続きが必要です。
    ⇒詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。
- ○就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から 5歳までの利用料が無償化されました。

⇒ご利用の障害児サービス事業所に事前にご確認ください。

○幼児教育・保育の無償化の対象とならない子どもたちには、これまでどおり新見市独自の保育料の減免措置(第2子保育料半額免除・第3子以降保育料全額免除)を継続して行います。



問い合わせ先:新見市福祉部子育て支援課 電話(0867)72-6115

